

2020 年 10 月 23 日

銀行・証券会社間の顧客（法人・個人）情報共有について

弁護士上柳敏郎

「金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべき」とされています（顧客本位原則 2）。国際競争力の強化や公正競争環境整備等の政策目標をふまえて顧客情報共有のあり方を検討する場合も、顧客本位で考えること、顧客の最善の利益を図ることが最も重要な視点だと考えます。

法人において、銀行・証券会社間の顧客情報共有は、利益相反や優越的地位の濫用の管理防止体制が十分に運用されていれば、顧客にとって、一定の利便性があるといえると思います。信用情報や現預金の保有・増減、決済状況等をふまえた、資本政策や M&A（さらには小企業の経営承継）等に有用な情報提供が想定できます。

ただし、小規模企業や非営利組織の場合は、起債のニーズ等は必ずしも高くなく。また、リスク性金融商品を保有することのリスクは低くなく、後に述べる個人の利害状況に近いように感じます。また、法人においては、法人側のガバナンスやリスク管理体制の構築で、リスク管理がなされるべきですが、現実にはその体制構築には相当のコストがかかること等から、耐性が不十分な法人も相当数存在すると思われます。

これに対し、個人の場合は、銀行・証券会社間の顧客情報共有による金融商品に関する情報提供のニーズないし利便性は、低いと考えます。利益相反や優越的地位の濫用、さらには適合性原則や説明義務の不完全履行の懸念のほうがまさると見えています。

さらに、個人情報保護法 23 条 1 項の考え方、つまり個人情報の第三者提供には事前同意が必要とするのが原則という枠組みは、特にこの間（後述の 2008 年以降も）、国民一般に浸透しています。銀行口座に退職金が入ったり、親族が亡くなって現預金を相続したりしたときに、系列証券会社から金融商品に関する情報提供がなされるとすれば、違和感を覚える人が多いと思います。

以上のこと及び欧米の動向をふまえ、2008 年の法律改正における法人と個人それぞれの顧客情報共有のあり方についての基本的枠組みは、現在も相当であると考えています。